

佐野市監査委員告示第4号

公の施設の指定管理者監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和4年度公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和5年1月31日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 川嶋 嘉一

第1 監査の対象

令和3年度佐野市大橋高齢者生きがい工房・大橋シルバーワークプラザ・田沼シルバーワークプラザ指定管理業務に係る出納その他の事務の執行
指定管理者 公益社団法人 佐野市シルバー人材センター
(市所管部署 健康医療部いきいき高齢課)

第2 監査期間

令和4年12月2日から令和5年1月31日まで

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料について、内容調査、照合、検査等を行うとともに、指定管理者及び市所管部署の職員から説明を聴取し監査を実施した。

第4 監査の結果

公の施設の管理運営業務は、協定書等に基づき概ね適正に執行されたものと認められた。